



特区の最近の動きについて

令和 4年 3月 24日
特 区 担 当

- ▶ 国家戦略特別区域会議において、関西圏（大阪府、兵庫県及び京都府）と養父市について、区域計画の変更の他、新たに追加される規制改革事項等が取りまとめられ、下記の事業が内閣総理大臣の認定を受けた。

○令和3年6月17日認定事業（新規事業の認定）	
<p>◆国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業 （創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例）</p> <p>⇒ 京都府が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、府内における外国人による創業活動を促進する。</p>	京 都 府
<p>◆ 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（創業人材の事業所確保に係る特例）</p> <p>⇒ 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例）を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、京都府が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、京都府内における外国人による創業活動を促進する。</p>	京 都 府
○令和3年11月4日認定事業（新規事業の認定）	
<p>◆ 国家戦略道路占有事業（エリアマネジメントに係る道路法の特例）</p> <p>⇒ YOM（ヤオオタイヤマーケット）実行委員会が、道路法の特例を活用し、露店やオープンカフェを設置し、イベントを開催することで地域の賑わいの創出等を図る。</p>	大 阪 府
○令和4年3月10日認定事業（新規事業の認定）	
<p>◆国家戦略特別区域工場等新增設促進事業 （工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例）</p> <p>⇒ 大阪府堺市・泉大津市が、工場又は事業場の新增設の促進により、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。</p>	大 阪 府
<p>◆ 法人農地取得事業（農地法の特例）</p> <p>⇒ 株式会社やぶの農家において、水稻に加えにんにくを栽培する営農体制の長期的・安定的な確立を地域との調和を保ちつつ、円滑かつ迅速に実施する等の目的で農地を取得する。</p>	養 父 市